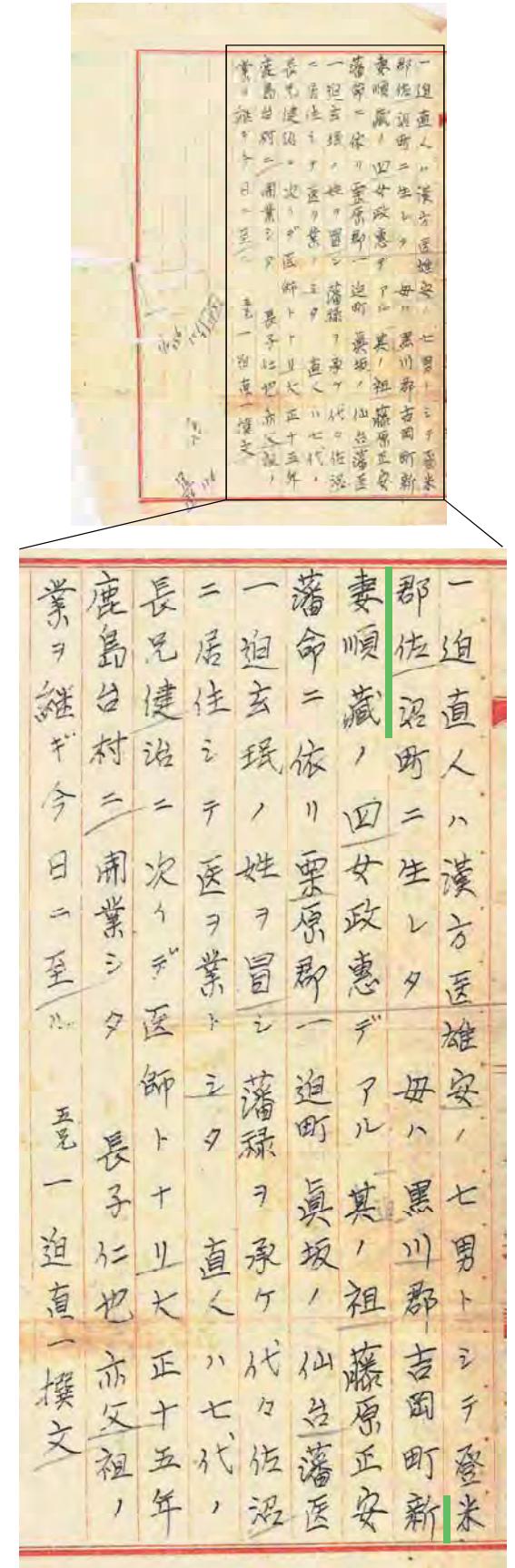
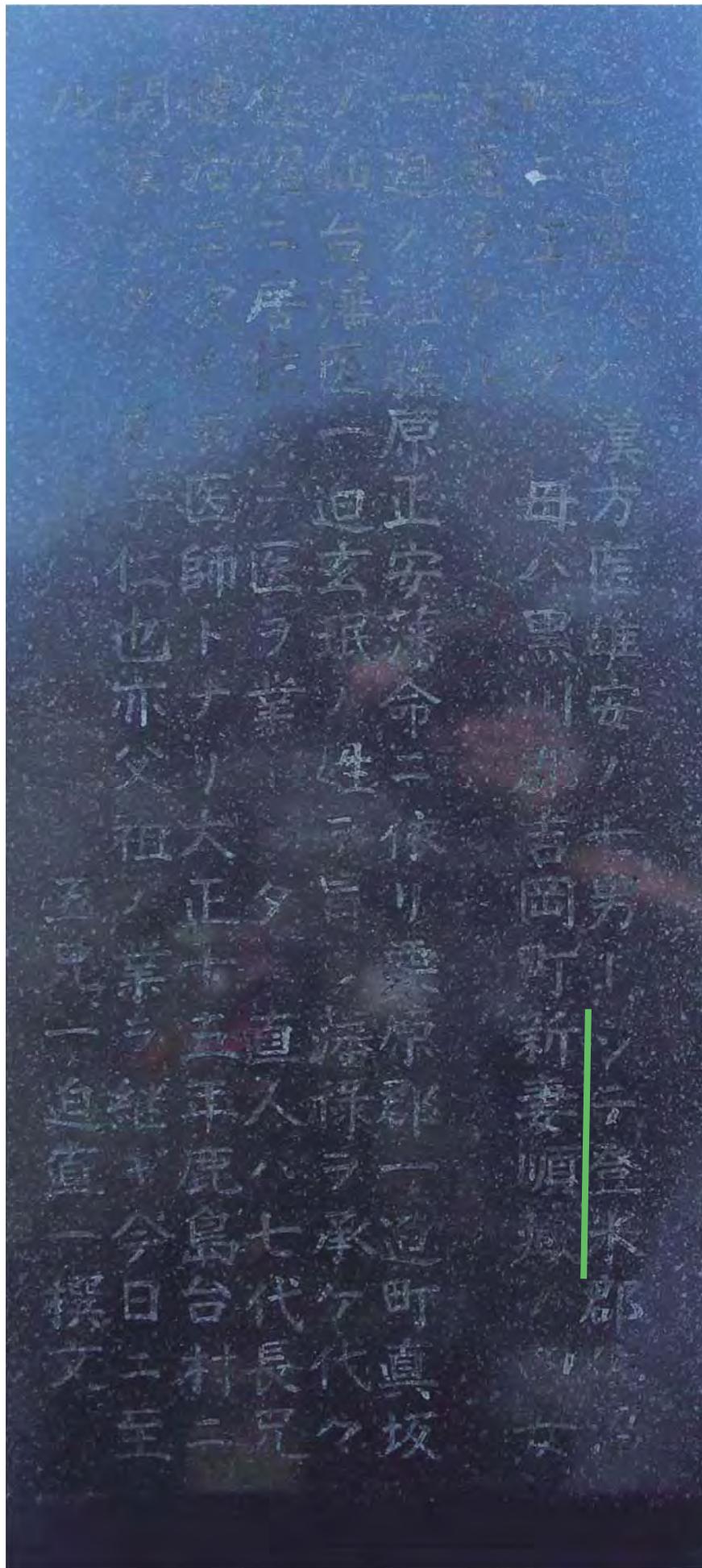




4-(資料2)鹿島台の墓碑裏面にある記文(左)とその原稿(右)



※上記の原稿は、筆者が2019年1月6日(健也氏宅訪問後)、鹿島台に何か他に関連する資料がないかどうかを探していた時、8頁中段の覚書の下書きとともに、母屋1階北東の座敷の茶箪笥内にあるのを発見した。

(註) 縱・緑線を附した新妻順藏氏には他に胤彦、太一、百川という名もあり、生存時期比較年表(7頁)や資料3(次頁)に記載されている新妻順藏氏の孫にあたる人物である(更なる説明は次頁最下段参照)。

# 医界風土記

—(346)—

## 宮城県

県北部の迫(はさま)町佐沼に、藩政中期の頃より無禄藩医一迫(いのちはさま)家が、累代に亘り医業を継承し、地域医療に従事していた。同家には只今沢山の古文書が所蔵されているが、その中に仙台藩赤子養育制度(一七九三年頃制定か)と相前後して中奥御郡(おごうり)の全域即ち、県北内陸一円に、消乳食丸として薬を無償で配布献をした書信記録が含まれている。

この記録は六通の関連文書から成り、始めに中奥御郡の制導役(えい児殺しを禁じて藩の養育費を交付する民間の係り)たちは、同地の大肝入に対し、一迫正安先生から毎年春と秋、二千貼(一貼は一千粒のこと)の消乳食丸を頂いてきたが、近頃需要がふえたので是

に、乳幼児の保健に非常な貢献をした書信記録が含まれている。

わし、五千貼のうち二千貼は無償で、残り三千貼は藩費で弁償することをとりきめ、実施されたのが同年の十月であった。僅か二箇月で住民の願いが叶えられている。当時、仙台藩は未曾有の大飢饉を経過し、財政は今日の国鉄と同様であった。領地は荒廃し、農民の離脱や逃亡が相次ぎ、季奉公は無論のこと、非人道

的な間引き(えい児殺し)が盛んに行われた。藩儒等はこれを憂い、当局へ建言を行つた。前記の新妻も上司に請願した。監察吏を代表して藩士新妻順藏は、右の上申書を添付し、御郡奉行に同意の具申書を送つている。奉行はこれを受理するや直ちに代官を正安の子雄安のもとへ遣

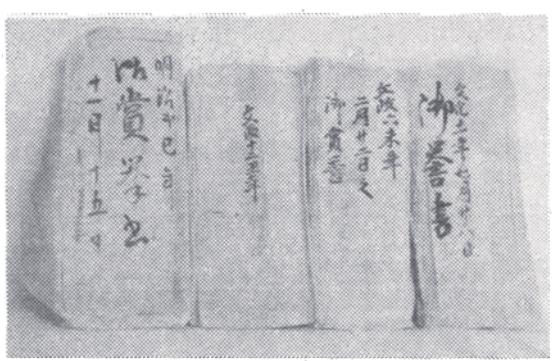
達重村の妻年子は新妻の進言を聞き、化粧料の全額を下賜して赤子養育方という独自の制度を定め、間引きの絶滅を期した。その結果この悪弊は皆無となつた。

## 一迫正安と乳幼児保健対策

(登米郡医師会長 姉歯量平)

の継承し、その数量は延べ七万余貼に及ぶという。この丸薬の成分や製法は秘伝となつていて、不明であるが保孩強壮剤と言われている。同家の累代の奉仕に対し、藩では通算七回も褒賞し、最終は明治二年維新政府の賞状がある。この仁術の龜鑑とも申すべき事業は、同家が富裕の上で行つてきたものではない。明治十五年で完済した借財書も残っている。

写真は仙台藩よりの褒賞状の一部



(原本を約1.3倍に拡大)

- 註1) 縦・青線を附した新妻順藏氏には他に元之や卯啼(13頁), 蘭帝, 子章, 風月亭, 久兵衛, 古兵衛という名もあるが, その孫の胤彦氏もまた「順藏」を名の1つにしていた。つまり, 資料2(前頁)にある新妻順藏氏とは別人である。胤彦氏は卯啼氏の孫で, 胤彦氏の4女・まさゑ氏は医家6代・雄安の妻かつ7代・健治及び8代・直人の母である。
- 註2) 縦・赤線を附した文化初年は文化元年ではなく「文化年間の初めの頃」という意味であり, 正確には文化7年(1810年)である(13頁)が, 初代・正安が同地において赤子養育の教育を始めたのはその2年前の文化5年(1808年)である(14頁)。

## a. 【登米郡史・上巻】

◎703～705頁:

## 【一迫正安】

一迫正安先生墓誌(原漢文、新女冲誌)に曰く、鹿城を距る南二里、松樹の下封を成すもの、正安先生の墳なり、先生氏は一迫、姓は藤原、弱冠醫を高橋正安翁に學ぶ、翁卒して後師號正安を継ぎ、晚節何及齋と號す、其の先は佐々木、先生少時一迫玄珉の爲めに養はる、故に今の姓を冒すと云ふ、先生岐黃の道を研究すること數十年、遂に國手と稱す、特に啞科に妙、纏負來りて治を請ふ者數十人、其の門に學ぶ者又數百人、然れども其の術を衒はず、世を救ふを以て務となす、夙に大志を懷き、深く洗子の弊を憂ふ、文化戊辰[※註:文化5年=1808年]、官生育郡監(御郡方横目赤子養育方引切)4人を置き、各郡に教諭し、冲の先人(新妻順藏)亦興る、先生大に悦び乃ち保孩の劑を製する歳ことに數千、先人及亀井氏(新五郎)に因りて郡縣に施す、官之を褒し文袖五端を賜ふ、鄉黨之を榮とす、藩士無祿の者賞賚ある、蓋し先生に肇ると云ふ、天保壬辰秋7月、疾病なり、自ら終期を知り復服薬飲食せず、29日癸酉を以て終る、歳87、先生人と爲り默識強記、人を遇する細過を責めず、老に至りて歯齒愈固く、目秋毫を視る、文を作る數千言立ところに就る、又和歌を以て日昃の樂と爲す、其の生育の志に至りては則ち賈彪周郎にも之れ慙ずと謂ふべし、其の治を施す概ね色貽を以てし、猶掌を示すが如きなり、卒するの日知ると知らざるとなく咸な、歎惜せざるはなし、長子玄理君先たちて卒し、次子雄安君業を継ぐ、銘に曰く

惟德不有、茲終壽耆、嗚呼名乎、永歲不朽。

(附記) 正安の次子雄安諱は直道、亦箕裘を繼て醫を業とし、父の遺志を繼ぎ施藥嬰孩を救ひ、藩廳より紳を賞賛せらるゝこと前後十二端、常に困窮を恤み、其の病を療するや、風雷雨雪毫も憚るところなし、又邑儒鉅鹿の門に入り經史詩文を學び、造詣するところあり、天保4年5月23日病歿す、享年50、長子正安諱直諒季子正安、諱直方、直方の長子雄安、諱は直房、其長子健治に至る、6世醫を業とし、今に至るまで家聲を墮さず、所謂積善の家餘慶あるものか[※註:「積善余慶」は易經に出てくる四字熟語で善行を積み重ねた家には子孫にまで喜び事が及ぶという意味]

夕 花 何及齋	暮るゝをあかぬ心に忘られて花のかけもる月をこそ見れ
深 夜 蟲 同	秋の夜も更けゆく野邊の月影みふりいてなく鈴蟲のこゑ
女 郎 花 同	なまめくも世は一さかり女郎花心して吹け野邊の夕風
題松風館 直 道	庭園鬱々老龍鱗。貞幹依然歷幾春。偃蓋重邊深隱鶴。綠陰濃處好留賓。凌霄瑞氣迎新月。 滿座清風媚故人。琥珀膏湛仙酒熱。羨君雄藻永相親
允武君家于市側。園中植桃樹。自號桃溪。因面賦以寄。	
直 諒	十載卜居市井西。千株桃李滿幽栖。到來何間隔泰漢。偶坐不須煮黍雞。避世牆東難遠跡。 栽花舍北自成蹊。隣人偏興式陵此。重更莫教過客迷。
九 月 同	佳辰引客灑新醅。挿得茱萸共上臺。流水和琴楓葉下。程籬含露菊花開。狂來任落孟嘉帽。 興到幾傾陶令杯。向晚期吟猶未罷。暫時莫使暮鐘催。

◎871～872頁:専門學校以上出身者(大正11年3月末日現在) [※註:左から、校名-卒年月日-現職-氏名-生年月日-原籍-備考]

・陸軍士官學校 同[※註:明治]41,5,27	臺灣歩兵第1 一迫 直一	19,8,10	同南元丁 49
	聯隊中隊長		
・第二高等學校醫學部	同 31,11,26 醫師	一迫 健治	6,3,1 同南元丁 49
・仙臺醫學專門學校	同 41,11,30 軍醫	南浦 雄吾	17,2,8 同南元丁 49 南浦と改姓(元一迫)
・新潟醫學專門學校	大正 8,5,15 警察醫	一迫 直人	27,2,18 同南元丁 49
・東北帝國大學醫學專門部	同 7,4, 醫師	伊藤 祐一	27,11,7 同上舟丁 23 [※註:9代・仁也の妻・ひさの父]
・仙臺醫學專門學校	同[※註:明治]38,11,	一迫 健三郎	12,5,23 同南元丁 49 死亡[※註:「健」は「謙」が正しい]



← 初版はかなりの“年代物”故に購入できないため、東北大学附属図書館から貸出(2019年6月上旬)。上巻・下巻共に背表紙等は中表紙の書名を複写したものを貼付の上、修復されている(約22cm高)。なお、図書館への寄贈者は瀧川亀太郎／昭和5年8月25日受入:同氏(1856-1946)の字は資言といって「史記会注考証」「史記」の注釈書を編纂したことで知られる漢学者であり、東北大学と縁が深い。



← 左記の初版を図書館に返却した後、インターネット検索によって「日本の古本屋」サイトに復刻版の中古品(約22.5cm高)があることがわかつたため、通信販売で購入(2019年6月下旬)。

## b. 【迫町史】

◎809 頁:

赤子養育仕法制度の背景

これは仙台藩大番士で佐沼に住した新妻元之(卵啼, 1766~1829) [※註: 新妻元之(卵啼)は一迫医家 7 代・健治と 8 代・直人の曾祖父である / 10-11 頁] の建白書が原動力になり、赤子養育備金穀(赤子養育料として二両、外に事情により加算金を交付)が設けられた。天明飢饉後、寛政元年(1789)には農村人口の著しい減少(40 年前の 55 万 7 千人から 41 万人足らずに減少)などから姑息な手段では追いつかなくなり、藩全体の施策として密取引の処分金、富商・富農の寄附金、米麦・大豆等、大肝入 [※註: 名主・庄屋の異名である肝入と異なり大肝入は複数の村々を束ね行政業務を推進していく役職。名字・帶刀を許されていた] 管理によるものを出産家庭に配分した。そのため懷妊婦改めといつて、肝入が妊婦を報告すると同時に、その家庭事情を赤子制導役と検断が調査して交付金を査定し、出産時の状況確認などを行った。

新妻元之は文化 5 年 2 月「赤子保全方法」を藩に建議し、自身も進んで御郡方横目赤子養育方引切の職を受けてこれに励み実績が著しかったので、藩は文化 10 年に赤子制導教諭として銀子三枚を以て嘉賞し、文政 4 年には禄 10 石を加賜した。

◎1070 頁: 1851 年(嘉永 4 年) この年一迫正安が私塾を開いた。

◎635 頁: 塾・寺子屋 北方・佐沼 一迫 正安 開設年: 嘉永 4 年 閉塾年: 明治 6 年 [※註: 前年の学制発布に伴う閉塾と思われる]

◎711 頁:

一迫 何及斎 [※註: 佐沼墓誌には「可及斎」と刻まれている]

諱は直良、正安、何及斎と称した。姓は藤原、祖伊豆隆真は栗原郡真坂に住し一迫氏を称した [※註: 莢敷文書には隆眞の 2 代前の狩野兼眞が一迫氏を称したと記されている(18 頁)]。何及斎は延享 3 年新井田村(現中田町)佐々木武右衛門の二男として生まれ、宝暦 12 年 17 才で高橋正安の師号(三代正安)と医業を継いだ。やがて仙台藩医一迫玄珉の養子となり江戸に上り、幕府の小児科医真瀬壽徳院正恩から秘法口伝を受け、同時に和漢の学を修めて帰仙した。

安永 8 年佐沼に移り [※註 ↓ 下記①②] 医業に従事したが、赤子圧殺の弊風が盛んに行われたのを憂え、赤子養育方新妻卵啼と謀り「消乳食丸」なる小児薬を製剤し、文化 7 年(1810 年)より文政元年まで中奥 [※註: 15 頁] 並びに北御郡の救貧施療施薬をつづけた。何及斎は仁慈にして風雅を愛好し、釈南山・志村五城・榛沢遜らと交遊あり、特に詠歌に長じ多くの子弟を教授した。天保 3 年 7 月 29 日、87 才で歿し、南方邑東光壇 [※註: 現・戸光壇共同墓地 @ 登米市南方町河面] に葬られた。法名を仙翁智徳庵主という。

◎699~700 頁:

一迫 直道

諱は直道、字は子直、籟舎、遊安または雄安と号した。可及斎正安の第三子 [※註: これは雄安顕彰碑の記載に基づくものであるが佐沼墓誌には「可及斎二子」とある] で、初め平井定保・今野錦川に学び、長じて祖父玄珉に寄宿し [※註 ↓ 下記], 経史を藩儒志村五城に、医術を戴天一升に就き、義叔藤玄愍(沼沢右仲)・源玄仲の薰陶を受けた。文化 4 年佐沼に帰り医業を継ぎ、かたわら目々沢鉅鹿に師事して論叢遺稿隨筆「叢雅集」を著わした。文政 2 年より天保 4 年まで赤子の救療に従事し藩から賞賜された。天保 4 年 5 月 23 日 50 才で歿し、東光壇墓地 [※註: 同前] に葬られ、法名を広戒雄安庵主という。雄安直道の子に直諒があり、字は伯益、雪中樵夫と号し、正安を称した。幼にして父直道と共に経史・詩文を目々沢鉅鹿に学び、医を父に承け、天保 5 年より安政 3 年まで新妻雄記天姥を助けて赤子養育に当り、佐沼邑・登米邑外川向七ヶ村を巡撫し、天保 7 年の大凶作に際しては率先窮民を救療したので、その功を認められ藩より賞賜された。嘉永 4 年塾を開いて子弟を教授し、元治元年 7 月 28 日 56 才で歿し東光壇墓地に [※註: 同前] に葬られ、法名を錦光正安庵主という。

◎714 頁:

一迫 健治

第二高等学校医学部卒業後、大阪府検疫官を経て佐沼に開業、荒祐次郎らと共に佐沼吟社の創設経営に寄与した。69 才で歿し、東光壇 [※註: 同前] に葬られ、法名を潤徳院慈雲潛流居士という。

※註) ① 初代・正安(本項、以下「初代」)が養父・玄珉のもとを離れて開業した理由について、15 頁には玄珉との不仲説が記されている。しかし、初代は江戸“留学”で恐らくは当時の最新医術、しかもそれは秘法口伝だったことから玄珉の診療様式とは大きく異なるっていたはずであり、両者におけるそのような診療面での乖離が大きな理由の 1 つであった可能性もかなり高い。実際のところ、現在でも、たとえ親子であっても異なる時代・内容の医学を学んだ 2 人が同じ開業施設で働くと双方の診療方針が合わないために子が離れ、独立してしまうことは少なくない。とは言え、初代が玄珉の存在を忘れず尊敬していたであろうことは、初代の次子・雄安を一時期玄珉に寄宿させていたということや佐沼墓誌に玄珉の戒名等を記してそれに自分の前に据えたことで類推できるが、その一方、玄珉との間には初代が自身を「佐沼初代」として一線を画すような彫刻をして“独立”を宣言した(9, 22 頁)ことは、玄珉との間に多少とも何かしらの複雑は思いがあったような気もする。

② 初代が移住先に佐沼を選んだ理由は不明だが、当時、登米街道中継地の佐沼は城下町・宿場町として栄えていたことが一因かもしれない。また、佐沼墓誌最古かつ最初の戒名は「一迫孚影(1630 年没)」であり、その詳細は不明で初代より優に 100 年以上前の時期なので両者に直接の接点はないものの、一迫家は佐沼にそれ以前、何かしらの縁があった可能性もあり得る。

◎776～779 頁:

この当時、登米郡佐沼町に一迫正安という医師がおって、この医師の調合する消乳食丸と名付けられた薬は、他の売薬と較べ、効果があると評判が良く、一迫正安も村々の赤子制導役に一年に春、秋と式千服無料で配布し、非常によろこばれていた。

ところが式千服ばかりでたりず、四千服にしてもらうようにということを、一、二、三迫、本郷の赤子制導役連署で、大肝入を通して依頼している。

栗原郡佐沼町御住居御医師一迫正安様より拙者共扱いの村々小児共、病気の節、相用い候消乳食丸、春秋に式千服あてつぶれ御施薬なしだされ候につき、体ども病気の節に相用い候ところ、甚だ功これあり、村々より右丸薬望み申し聞き候ところ、右薬不足につき、程よく行渡のため相用いるべく申しようこれ無く、小児の義に御座候えば、余の売薬等相用い功もこれなく、右消乳食丸いづれも寄功これあり、望み申し候事にこれ有り候えども、制導役共一年前ニ渡し下さる分、いさかこれ有りいかようにも行き渡り急病などなど相救い申しべきようこれなく、歎がしきことに相見え申候間、何卒壱ヶ年春秋四千の服の高に御施薬なし下さるよう御吟味なし下され度願い奉り候。

左候はば、大体も行届申しべきやと存じ奉り候間、此の節赤子養育の義重ねて御吟味もなし下され、有りがたき仕合に存じ奉り候間、何卒此の末四千服の高に御施薬なし下さるよう御吟味もなし下され度、拙者願い奉り候、中奥[※註:15 頁]御郡同役共一統吟味つかまつり申し上げたく、存じ奉り候得ども、御郡もこれ広き御事に御座候えば、一統吟味もしかね、一、二、三迫同役共吟味つかまつり直利を以て如期申し上げ奉り候 以上

文化十四年八月	壱二迫上郷	養育方	制導役	正吉
	"			半右エ門
	本郷制導役			東助
	三迫制導役			蜂右エ門

壱二迫上郷大肝入 熱海多藏殿

" 下郷大肝入 鈴木吉次殿

三迫 大肝入 千葉斉兵エ殿

この赤子制導役の願は、大肝入から赤子養育監察にとどき、さらにそこから藩庁に申し込まれた。

それは、次のような内容で、前後の事情がよく理解することができる。一迫正安が、中奥[※註:15 頁]の郡内に無料で消乳食丸を配布しており、そのため藩より御賞にあづかったこと、又、その子の雄安も父の志を継いで、その薬を配布し続けていること、そのため農民の間には常用されはじめたので、2,000 服では不足になってきたこと、その不足の原因には、文化 14 年には疫痢が流行し、それにも効果があったため、例年より多く用いられたこと、最後に 4,000 服に增量するには、雄安一人では手不足なので、代官と相談の上なんとか、望みを叶えるようにしてほしいということである。

一迫正安義、中奥[※註:15 頁]御郡江式千貼つぶれ相ほどこし功能これあり、上より御賞なし下され候處、其の以後正安嫡子雄安義、又父の志を以て相継ぎ、毎年式千帖、中奥[※註:15 頁]御郡江相ほどこしまかりあり候間、段々百姓共用い覚え候て、大勢望みまかりなり、薬不足つかまり候内、なお当夏中三迫辺小児共痢疾相いわづらい候節、相用い候處、大いに功これあり、望む人倍相増し候体に、まかりなり候につき、順藏手前之所々より願申し出候得ども、式千貼限り只故、相与へ兼ねまかりあり候ところ、いよいよ以て服数不足にては、とても行届き兼ね候義にまかりなり、赤子養育制導役共願い申し出候事に御座候間、御吟味なし下され引配候ようなし下され度存じ奉り候、調合の義は、とても一迫雄安え仰せ渡せず候ては、まかりなり申しまじき義存じ奉り候間、同所扱代官の義は、大内清作に御座候間、同人方より雄安へ打合せ申し候はば、手安に出来候義も有りべく御座候、なお順藏義も右雄安義は、知人の義に御座候うてすでに二千服相ほどこしおり候程の義にて、小児共取扱いの義は、深切なる者に御座候間、順藏手前よりも打合せ候て、手安に出来候様なすつかまつりべく候間、大肝入共願の趣、一応吟味なし下され度、存じ奉り候、

よって、此の度村方申し出候願書相添え相遣し申し候 以上

九月	本郷	伊右エ門
	木幡	駒五郎
	新妻	順藏

右[※註:縦書きのため／ここでは上を指す]の願書は、藩庁の高成田要七にいき、彼から代官の大内清作に 2,000 服以外の代金を雄安と話し合うように指図し、(10 月 3 日)代官大内は、雄安と薬価について相談した結果、無料で配布する以外に 3,000 服を調合し、その代価は十五両かかるとのことで合意に達し、それがまた藩庁の高成田のもとに報告され、代金は高成田から大内、そして雄安の手に渡り、薬が調合され、新妻順藏等赤子養育監察の許にとづいたのは、10 月 26 日のことであった。(引用文書は佐沼在住一迫氏蔵文書による)

一迫家には、此の後の文書は残ってはいないが、雄安によって調合された消乳食丸は、やがて希望通り、正吉外三名の制導役の手に渡り、そして、各村の小児を病気から救ったものと思われる。

この薬はどのような成分なものかは知ることはできないが、毎年式千服もの薬を小児養育のため無料で施薬した医師がおったということは、いかなる社会状勢であれ、驚嘆に値することである。そのため我々の数代前の祖先が幼くて散る生命を救われたという事実をここに書きとめておきたい。